【平成20年6月6日府令第36号改正後】

（半期報告書の記載内容等）

**第十八条**　法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一　提出すべき会社が内国会社である場合（次号に掲げる場合を除く。）　第五号様式

二　提出すべき会社が内国会社であつて法第二十四条の五第二項の規定による半期報告書を提出しようとする場合　第五号の二様式

三　提出すべき会社が外国会社である場合　第十号様式

２　外国会社が提出する半期報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一　当該半期報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該半期報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該半期報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

【平成20年6月6日 府令第36号】 （改正なし）

【平成20年5月30日 府令第35号】 （改正なし）

【平成20年3月28日 府令第10号】 （改正なし）

【平成20年3月13日 府令第8号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 府令第86号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 府令第84号】 （改正なし）

【平成19年10月31日 府令第78号】 （改正なし）

【平成19年8月15日 府令第65号】

（改正後）

（半期報告書の記載内容等）

**第十八条**　　法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき会社（指定法人　を含む。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一　提出すべき会社が内国会社である場合（次号に掲げる場合を除く。）　第五号様式

二　提出すべき会社が内国会社であつて法第二十四条の五第二項の規定による半期報告書を提出しようとする場合　第五号の二様式

三　提出すべき会社が外国会社である場合　第十号様式

（２　削除）

２　外国会社が提出する半期報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一　当該半期報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該半期報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該半期報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

（三　削除）

（改正前）

（半期報告書の記載内容等）

**第十八条**　法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき会社（指定法人及び組合を含む。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一　提出すべき会社が内国会社である場合（次号に掲げる場合を除く。）　第五号様式

二　提出すべき会社が内国会社であつて法第二十四条の五第二項の規定による半期報告書を提出しようとする場合　第五号の二様式

三　提出すべき会社が外国会社である場合　第十号様式

２　内国会社が提出する半期報告書には、当該半期報告書の提出者の代表者が当該半期報告書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を当該半期報告書に添付しようとする場合には、当該書面を添付するものとする。

３　外国会社が提出する半期報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一　当該半期報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該半期報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該半期報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

三　当該半期報告書の提出者の代表者が当該半期報告書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を半期報告書に添付しようとする場合における当該書面

【平成19年3月30日 府令第31号】 （改正なし）

【平成18年12月12日 府令第86号】 （改正なし）

【平成18年4月25日 府令第52号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 府令第103号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 府令第89号】

（改正後）

（半期報告書の記載内容等）

**第十八条**　法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき会社（指定法人及び組合を含む。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一　提出すべき会社が内国会社である場合（次号に掲げる場合を除く。）　第五号様式

二　提出すべき会社が内国会社であつて法第二十四条の五第二項の規定による半期報告書を提出しようとする場合　第五号の二様式

三　提出すべき会社が外国会社である場合　第十号様式

２　内国会社が提出する半期報告書には、当該半期報告書の提出者の代表者が当該半期報告書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を当該半期報告書に添付しようとする場合には、当該書面を添付するものとする。

３　外国会社が提出する半期報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一　当該半期報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該半期報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該半期報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

三　当該半期報告書の提出者の代表者が当該半期報告書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を半期報告書に添付しようとする場合における当該書面

（改正前）

（半期報告書の記載内容等）

**第十八条**　法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一　提出すべき会社が内国会社である場合（次号に掲げる場合を除く。）　第五号様式

二　提出すべき会社が内国会社であつて法第二十四条の五第二項の規定による半期報告書を提出しようとする場合　第五号の二様式

三　提出すべき会社が外国会社である場合　第十号様式

２　内国会社が提出する半期報告書には、当該半期報告書の提出者の代表者が当該半期報告書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を当該半期報告書に添付しようとする場合には、当該書面を添付するものとする。

３　外国会社が提出する半期報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一　当該半期報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該半期報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該半期報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

三　当該半期報告書の提出者の代表者が当該半期報告書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を半期報告書に添付しようとする場合における当該書面

【平成17年3月31日 府令第34号】 （改正なし）

【平成17年2月28日 府令第13号】 （改正なし）

【平成17年1月26日 府令第3号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 府令第109号】 （改正なし）

【平成16年11月22日 府令第91号】 （改正なし）

【平成16年5月31日 府令第53号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 府令第3号】 （改正なし）

【平成15年9月24日 府令第82号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 府令第59号】 （改正なし）

【平成15年3月31日 府令第28号】

（改正後）

（半期報告書の記載内容等）

**第十八条**　法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一　提出すべき会社が内国会社である場合（次号に掲げる場合を除く。）　第五号様式

二　提出すべき会社が内国会社であつて法第二十四条の五第二項の規定による半期報告書を提出しようとする場合　第五号の二様式

三　提出すべき会社が外国会社である場合　第十号様式

２　内国会社が提出する半期報告書には、当該半期報告書の提出者の代表者が当該半期報告書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を当該半期報告書に添付しようとする場合には、当該書面を添付するものとする。

３　外国会社が提出する半期報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一　当該半期報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該半期報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該半期報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

三　当該半期報告書の提出者の代表者が当該半期報告書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を半期報告書に添付しようとする場合における当該書面

（改正前）

（半期報告書の記載内容等）

**第十八条**　法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一　提出すべき会社が内国会社である場合（次号に掲げる場合を除く。）　第五号様式

二　提出すべき会社が内国会社であつて法第二十四条の五第二項の規定による半期報告書を提出しようとする場合　第五号の二様式

三　提出すべき会社が外国会社である場合　第十号様式

（２　新設）

２　外国会社が提出する半期報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一　当該半期報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該半期報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該半期報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

（三　新設）

【平成14年12月24日 府令第87号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第46号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第44号】 （改正なし）

【平成14年3月28日 府令第17号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第77号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第76号】 （改正なし）

【平成13年5月1日 府令第52号】 （改正なし）

【平成13年4月19日 府令第49号】 （改正なし）

【平成13年3月29日 府令第20号】 （改正なし）

【平成13年3月26日 府令第18号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 府令第139号】 （改正なし）

【平成12年10月10日 府令第116号】 （改正なし）

【平成12年6月26日 府令第65号】 （改正なし）

【平成12年3月24日 省令第19号】 （改正なし）

【平成11年9月30日 省令第91号】 （改正なし）

【平成11年6月30日 省令第63号】 （改正なし）

【平成11年5月19日 省令第57号】 （改正なし）

【平成11年4月30日 省令第55号】 （改正なし）

【平成11年4月16日 省令第53号】 （改正なし）

【平成11年3月30日 省令第15号】

（改正後）

（半期報告書の記載内容等）

**第十八条**　法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一　提出すべき会社が内国会社である場合（次号に掲げる場合を除く。）　第五号様式

二　提出すべき会社が内国会社であつて法第二十四条の五第二項の規定による半期報告書を提出しようとする場合　第五号の二様式

三　提出すべき会社が外国会社である場合　第十号様式

２　外国会社が提出する半期報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一　当該半期報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該半期報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該半期報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

（改正前）

（半期報告書の記載内容等）

**第十八条**　法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号様式、外国会社にあつては第十号様式により半期報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

（各号　新設）

２　外国会社が提出する半期報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一　当該半期報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該半期報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該半期報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

【平成10年11月24日 省令第140号】 （改正なし）

【平成10年6月18日 省令第97号】

（改正後）

（半期報告書の記載内容等）

**第十八条**　法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号様式、外国会社にあつては第十号様式により半期報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

２　外国会社が提出する半期報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一　当該半期報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該半期報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該半期報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

（改正前）

（半期報告書の記載内容等）

**第十八条**　法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号様式、外国会社にあつては第十号様式により半期報告書三通を作成し、大蔵大臣等に提出しなければならない。

２　外国会社が提出する半期報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一　当該半期報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該半期報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該半期報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

【平成10年3月30日 省令第37号】 （改正なし）

【平成10年3月19日 省令第28号】 （改正なし）

【平成10年2月20日 省令第8号】 （改正なし）

【平成9年9月1日 省令第69号】 （改正なし）

【平成9年5月30日 省令第47号】 （改正なし）

【平成8年7月3日 省令第40号】 （改正なし）

【平成8年4月18日 省令第28号】 （改正なし）

【平成8年2月29日 省令第6号】 （改正なし）

【平成7年12月22日 省令第88号】 （改正なし）

【平成7年9月11日 省令第56号】 （改正なし）

【平成7年7月11日 省令第50号】 （改正なし）

【平成7年6月19日 省令第42号】 （改正なし）

【平成7年3月31日 省令第29号】 （改正なし）

【平成7年2月1日 省令第1号】 （改正なし）

【平成6年12月20日 省令第115号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 省令第89号】 （改正なし）

【平成6年3月25日 省令第19号】

（改正後）

（半期報告書の記載内容等）

**第十八条**　法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号様式、外国会社にあつては第十号様式により半期報告書三通を作成し、大蔵大臣等に提出しなければならない。

２　外国会社が提出する半期報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一　当該半期報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該半期報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該半期報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

（改正前）

（半期報告書の記載内容等）

**第十八条**　法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき会社は、内国会社にあつては第五号様式、外国会社にあつては第十号様式により半期報告書三通を作成し、大蔵大臣等に提出しなければならない。

２　外国会社が提出する半期報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一　当該半期報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該半期報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該半期報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

【平成6年3月1日 省令第6号】 （改正なし）

【平成5年9月21日 省令第84号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 省令第23号】 （改正なし）

【平成4年7月15日 省令第58号】

（改正後）

（半期報告書の記載内容等）

**第十八条**　法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき会社は、内国会社にあつては第五号様式、外国会社にあつては第十号様式により半期報告書三通を作成し、大蔵大臣等に提出しなければならない。

２　外国会社が提出する半期報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一　当該半期報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該半期報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該半期報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

（改正前）

（半期報告書の記載内容等）

**第十八条**　法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき会社は、内国会社にあつては第五号様式、外国会社にあつては第十号様式により半期報告書三通を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

２　外国会社が提出する半期報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一　当該半期報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該半期報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該半期報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

【平成4年7月7日 省令第53号】 （改正なし）

【平成3年11月26日 省令第49号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 省令第10号】 （改正なし）

【平成2年12月25日 省令第41号】 （改正なし）

【平成2年7月21日 省令第30号】 （改正なし）

【平成元年3月17日 省令第21号】 （改正なし）

【昭和63年9月20日 省令第41号】

（改正後）

（半期報告書の記載内容等）

**第十八条**　法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき会社は、内国会社にあつては第五号様式、外国会社にあつては第十号様式により半期報告書三通を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

（２　削除）

２　外国会社が提出する半期報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一　当該半期報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該半期報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該半期報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

（三　削除）

（改正前）

（半期報告書の記載内容等）

**第十八条**　法第二十四条の五第一項の規定により提出する半期報告書は、内国会社にあつては第五号様式、外国会社にあつては第十号様式により作成しなければならない。

２　第七条の規定は、外国会社が半期報告書を提出する場合に準用する。

３　外国会社が提出する半期報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一　当該半期報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該半期報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該半期報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

三　当該半期報告書に記載した事項以外の事項で、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表規則」という。）第五十八条第一項又は第二項の規定により当該外国会社がよるものとされた中間財務書類の用語、様式及び作成方法が採用されている地域において、開示すべきこととされている事項がある場合には、当該事項のうち大蔵大臣が定めるものを記載した書面

【昭和62年2月20日 省令第2号】 （改正なし）

【昭和60年2月1日 省令第3号】 （改正なし）

【昭和59年9月21日 省令第36号】 （改正なし）

【昭和59年6月19日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和58年11月26日 省令第54号】 （改正なし）

【昭和58年4月15日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和57年12月20日 省令第64号】 （改正なし）

【昭和57年9月21日 省令第50号】 （改正なし）

【昭和56年9月25日 省令第43号】 （改正なし）

【昭和56年3月20日 省令第3号】 （改正なし）

【昭和55年11月15日 省令第44号】 （改正なし）

【昭和54年3月22日 省令第6号】

（改正後）

（半期報告書の記載内容等）

**第十八条**　法第二十四条の五第一項の規定により提出する半期報告書は、内国会社にあつては第五号様式、外国会社にあつては第十号様式により作成しなければならない。

２　第七条の規定は、外国会社が半期報告書を提出する場合に準用する。

３　外国会社が提出する半期報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一　当該半期報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該半期報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該半期報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

三　当該半期報告書に記載した事項以外の事項で、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表規則」という。）第五十八条第一項又は第二項の規定により当該外国会社がよるものとされた中間財務書類の用語、様式及び作成方法が採用されている地域において、開示すべきこととされている事項がある場合には、当該事項のうち大蔵大臣が定めるものを記載した書面

（改正前）

（半期報告書の記載内容等）

**第十八条**　法第二十四条の五第一項の規定により提出する半期報告書は、内国会社にあつては第五号様式、外国会社にあつては第十号様式により作成しなければならない。

２　第七条の規定は、外国会社が半期報告書を提出する場合に準用する。

３　外国会社が提出する半期報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一　当該半期報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該半期報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該半期報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

（三　新設）

【昭和54年2月15日 省令第2号】 （改正なし）

【昭和53年12月20日 省令第65号】 （改正なし）

【昭和52年8月30日 省令第40号】 （改正なし）

【昭和52年6月2日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和51年10月30日 省令第30号】 （改正なし）

【昭和50年6月23日 省令第27号】 （改正なし）

【昭和49年9月28日 省令第55号】 （改正なし）

【昭和49年3月23日 省令第15号】

（改正後）

（半期報告書の記載内容等）

**第十八条**　法第二十四条の五第一項の規定により提出する半期報告書は、内国会社にあつては第五号様式、外国会社にあつては第十号様式により作成しなければならない。

２　第七条の規定は、外国会社が　半期報告書を提出する場合に準用する。

３　外国会社が提出する半期報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一　当該半期報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該半期報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該半期報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

（改正前）

（半期報告書の記載内容等）

**第十八条**　法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書は、内国会社にあつては第五号様式、外国会社にあつては第十号様式により作成しなければならない。

２　第七条の規定は、外国会社が法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書を提出する場合に準用する。

３　外国会社が提出する半期報告書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を附さなければならない。

一　半期報告書に記載された代表者が半期報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　外国会社が、本邦内に住所を有する者に、半期報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を附与したことを証する書面

【昭和48年1月30日 省令第5号】

（半期報告書の記載内容等）

**第十八条**　法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書は、内国会社にあつては第五号様式、外国会社にあつては第十号様式により作成しなければならない。

２　第七条の規定は、外国会社が法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書を提出する場合に準用する。

３　外国会社が提出する半期報告書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を附さなければならない。

一　半期報告書に記載された代表者が半期報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　外国会社が、本邦内に住所を有する者に、半期報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を附与したことを証する書面